



読字 原田 鏡

No. 696

2013/3/15

日中友好新聞

発行所
日本中国友好協会
〒113-0033 東京都文京区湯島
4-1-1 TEL:03-3837-2111

日中友好協会
岡山支部
〒700-8256
岡山市東区3-8-30 514
TEL:086(272)-3016
郵便番号1100
01250-0-3835

日中友好協会
倉敷支部
〒713-8511
倉敷市遊島中央1-8-4
(宮地方)
TEL:FAK086(445)-2711

日中友好協会岡山支部ホームページ
<http://rizhong.biz/>
メールアドレス
rizhong86@hotmail.co.jp



中国語講座

新しく出発するための総会

3月2日(土)午後2時から、岡西公民館で、中国語講座新しく出発するための総会が開かれました。

当日出席者は、竹内理事長、小林事務局長、西森・三宅理事、私と理事会から五人の出席でした。そして、講師の李先生、各クラスからは貝吹さん、藤原さん、森本さん、小野さん、岡崎さんと五人の方々、新しく参加希望の方々が友重さん、若城さん、土井さん、田中さんと四人の方々、講師候補

として郭さんと奥様の陳夏さんの合計十七人の参加でした。自己紹介の後、4月からのクラス編成について話し合いが行われました。

三人のクラスは開講できないという提案に、クラスの方々も危機感を持って対応してください、中級と上級が合併して五人の上級クラスが生まれま

した。また、初めての参加希望者に、どのクラスを選んでいただけるかという問題が解決していませんが、今後の話し合いで中級

がもう一クラスできるかもしれない。会費終盤に、土曜日の開講を提案したところ、希望者が続々と手を上げ、なんと五人になり初級と入門を組み合わせたような土曜日クラスが生まれ

ました。また、入門クラスの受付が終了していませんので、わかりませんが、今回の話し合いで少なくとも5クラスは運営ができ

うです。提案内容については若干の手直しはありましたが、大筋で出席者の同意をえることができました。

これで第23期(2013.4.2013.9)の中国語講座を

平和で民主的な社会の実現をめざす国民運動も発展した。安保条約の廃棄と米軍基地の撤去、公害反対闘争、民主主義教育の実現を求める運動が前進し、全国各地に革新自治体

憲法への思いを語ろう！

一 日本国憲法と日米安保体制のせめぎ合い

小林軍治

はじめに

一九六〇年(昭和35年)に改定された「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力および安全保障条約(日米安保条約) 60年安保」は、在日米軍基地の拡張、自衛力の増強など軍事同盟を強化した。その

上に第二条(資料一)で、経済協力を新たに加え一段と対米従属の状態になった。

一九六〇年代から始まった高度経済成長の政策路線は、多くの問題をはらみながら、あらゆる面にわたって、その意思を貫徹しようとしていた。

一方で、日本国憲法にもとづく

九十九条に従い

「宣誓書」を提出

一九六五年(昭和40年)四

開始することができません。次期24期についても、前もって中国語講座総会を開催することを確認しました。

補足

参加者のお一人、藤原さんからこのような発言がありました。

「ま中国との間が、ギクシヤクしてありますが、このような時だからこそ中国語を学んで、中国の文化を知りたいと思つていま

す。だからどうしても、中国語を学び続けたいので、私たちの学ぶ場を是非確保していただきたいと、今日参加しました。」

真田紀子

月、岡山県立勝山高校の教員に採用されたとき、憲法九十九条(資料二)に従い県に対して宣誓書(資料三)を提出した。

勝山高校には、一九七三年三月までの八年間勤務した。

この間「日本国憲法の理想の実現は、根本において教育の力に待つべきものである」(資料四)に従って、教科活動を始め、高

校生の部落問題研究活動、就職差別撤廃などの平和・人権教育に取り組んだ。この時期は、私の人生で最も輝いてい

た、まさに青春時代といつていい。

ここでは、勝山高校社会問題研究部について紹介する。

生徒とともに一部落問題について考え、学び

勝山高校は、HRを中心とした民主(同和)教育の熱心な学校であった。生徒のなかには、部落解放運動団体の青年部に属している者や民主青年同盟(民青)に加入している者もいた。

かれらと手を携えて署名活動をし、六五年十一月に、歴史研究同好会(部落史、郷土史、女性史)を作った。

同好会には、普通科と商業科の差別、上級生と下級生の問題など学校生活の問題や不満を感じたり、部落差別に悩み社会問題に関心のある生徒が集まった。僕らの部落問題「悲濤」の読書会をして感想を出し合い討論した。六六年八月の第一回岡山県高校生部落問題研究会(高校部落研)へ参加、文化祭での展示などさまざまな活動をした。

部への昇格をめざして約四百人の署名を集め生徒の代表機関である評議員会に提出した評議員会では、無関心層や

日ごろの活動への偏見、反発などから一票差のぎりぎり可決され、職員会議で六十七年四月より部として承認された。

自己変革の場

社会問題研究部は、校内の民主化や文化祭では部落問題をはじめとする社会問題(安保・ベトナム・沖縄・在日朝鮮人問題)を展示するなど活発に活動を展開した。

真庭五校への働きかけ、高校部落研集会の事務局校の担当と全県の中心校となっていた。

当時の生徒は、親や教師に反対され参加費用もままならないなかでの集会参加など社研部活動をつづけることが大変な闘いであった。

それだけに常に、なぜ部落問題を学ぶのか、自分の生き方とどうかかわっているのか、など真剣に討議した。自己変革の場でもあった。

高校生の自主活動の保障も基本的な人権の尊重が書かれている憲法第三章 国民の権利及び義務の具体化である。

次号では、転勤の打診と就職差別をなくす取り組みを紹介する。

【資料は二ページに掲載】

世界の梅公園と綾部山梅林を訪れました 日中友好協会倉敷支部

たつの市の御津自然観察公園 世界の梅公園「内には、日本、中国、台湾、韓国から約315品種1250本の梅が収集されており、それぞれの梅木に名札がついており、とても親しみやすい公園です。また梅公園内には、異国情緒あふれる中国風建物「尋梅館」、唐梅閣があります。

この公園は、20年前たつの市と杭州の、都市提携（姉妹都市縁組）を記念して建設されたとのこと。園内の梅資料館「尋梅館」の職員が教えてくれました。目の前には瀬戸内海国立公園が見渡せます。またひとめ

2万本で名高い播州綾部山梅林とも隣接し、文字通り風光明媚な公園です。

大勢の人々にぎわっています。私は探梅は初めてです。山中が梅の香に包まれてとてもリッチな気分になりました。



帰りの車中で句会をしました。

- 梅三分小首かしげる地蔵尊 淑子
- 白梅に群青の空ありにけり 芳子
- 日中友好歴史たがはぬ梅の芯 泰治
- 海風の刷く梅の名は浜千鳥 多美枝



私の今の気持ち 日本に帰って 一言葉の壁

私たちは自分のルーツを訪ね、先祖を知ろうとする一心で祖国に帰り、これまでに身につけてきた生活と仕事に対する知識や、技能で祖国に尽くしてきました。このような私たちを慣れない土地に迎え入れてくれた恩人に対し、感謝の気持ちでいっぱいです。

しかし、言葉の壁は、多くの困難を前にただ自分のふがいなさになすすべもない気持ちにさせ、国の支援で生活せざるを得ない現状は内心みんなが残念に感じているところです。

2008年に新しい支援法ができ、いま、私たちの生活には一定の保障はありますが、多く

の人は言葉が通じず、生活にそれほど楽しみを感じなかったり、一部の人は家の中に引きこもり、隣近所との接触が少なかったりして、老後の生活が孤独でさびしいものになりつつあるように感じます。

日本語学習をメインに交流を拡げる

以前の私たちは仕事に、忙しく楽しむ時間がなく、そんな機会もありませんでした。いまは退職し、時間がたくさんあります、そこで何かできることはなにかと考へ、日本語の学習をメインに太極拳などの教室、一般の方々との交流にもつながり日中国交正常化40周年の記念とされています。

山根政夫

憲法への思いを語ろう 一面の記事の【資料】

資料1

第二条 協力の締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによって、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国間の経済的協力を促進する。

資料2

第九十九条

憲法尊重擁護の義務

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。

資料4

旧 教育基本法

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

ニホン人は、なぜ、ニホン語をおしえることができるのか？

41

竹内和夫



歌とニホン語

- A: よその言語を覚えるとき、よく歌を歌っておぼえるとよい、といわれたりするけど、どうなんですか？
- B: ぼくもフォスターの名曲なんか、よくおぼえたいし、英語の意味もわかるようになったな。I'm coming. は「(死んだ友だちのところへ)もうじき行くんだ」という意味だなんてはじめて知った。Old Black Joe! ⑬をみよ。
- C: でも歌と実際の発音は、おなじじゃないから、気をつけないと。
- A: そうそう、ニホン人は ハアルノ オガワワ サラサラ ナガレ と歌うけれど、普段しゃべるときは、ハルノ オガワワ サラサラ ナガレでしょう。拍数もアクセントも、おなじじゃない。
- B: だから、いきなり歌で単語をおぼえてしまうと、あとでこまることにもなる。単語をしっかり先におぼえた方がいいと思う。
- C: それはそうかもしれない。また、歌のことばと話しことばが、ちがうから気をつけないと。ウサギ オイシ カノ ヤマ……なんか、全然意味がわからずに歌っている人もいます。

つづく

〔資料3〕 宣誓書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治体の本旨を体するとともに、教育基本法並びに学校教育法の精神に則り、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責任を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

昭和 年 月 日

氏名 印

(備考)これは、地方公務員法31条の規定に基づく宣誓書の一例です、実際にはそれぞれの地方公共団体の条例により提出する。

次回の新聞送付作業は
3月21(木)午後1時半
民主会館2階で行います。
前回お手伝いくださった方です。

石川 小林
小竹 和
内竹 和
内井 和
坪井 和
深井 和
三垣 和